

## 取手市告示第210号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条の規定により公表する公共工事の発注見通しについて、下記の方法により公衆の閲覧に供するので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項の規定により告示する。

令和6年7月1日

取手市長 中村 修

### 記

1 閲覧に供する方法	閲覧所での閲覧及び取手市ホームページでの閲覧
2 閲覧所の場所	取手市役所財政部管財課内
3 閲覧所における閲覧の日時	取手市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
4 閲覧の期間	公表を行った日から起算して1年間